

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成 20 年度
------	----------

条例名	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例		
条例番号	昭和 26 年神奈川県条例第 54 号	法規集	第 2 編第 7 章
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方公務員法第 29 条第 2 項及び第 4 項に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法第 29 条第 2 項及び第 4 項に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。	懲戒処分の状況 H18 年度 67 名 (全任命権者)
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、給与の扱いや停職期間などを明確に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>